



「区長の権限」で解散？

小林やすお

きっかけは、自らに掛けられた疑惑にある。

区長は議会がマンション購入に関わる利益供与の疑いに関し、百条委員会で区長の偽証等を認定。告発を決定したことを「**不信任**」とみなし議会解散を通知しました。

地方自治法では、首長が議会を解散するには議会が「不信任」を決議することが前提となるが、**私たち議会は**、告発と不信任は別であると否定している。**区長本人**も「解釈は様々ある」と認めている中、告発議決をもって不信任とみなすことはあまりにも無謀であり、区政を混乱に招いたことは重罪であります。

議会解散について



地方自治法は、自治体の長による解散は「議会が不信任の議決をしたとき」と規定。

高市早苗総務大臣も会見で「告発の議決が不信任決議を意味するとは考えにくい」と述べている。

小池都知事は「千代田区の選管が選挙の実施はないと判断をされたところまでは、報告を受けた」

千代田区選挙管理委員会

今回の解散処分において、本件議案が地方自治法第178条第1項に規定する、区長の不信任決議にあたらないと判断いたしました。したがって、**適法な手続きを欠くものとして解散処分は無効**であるため、公職選挙法第33条第2項の解散選挙の事由は発生しないと千代田区選考委員会は判断いたしました。

区長は



選管がどのような見解を示されたとしても、解散の効力は続いていますので、自治法上、**現在も議会は存在していないことになり**ますし、**存在しない会議等にも出席できない状況が続いております**。このような状況は大変残念ではございますが、区民の皆様のための区政運営については、停滞することのないよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

議会は



7/31 全議員25名で東京地方裁判所に行き、解散処分の無効確認と執行停止を求め**提訴**しました。